

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 福祉保健局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	41	男性	停職3月

イ 管理監督者

政策企画局	副参事	口頭注意
生活文化スポーツ局	副参事	口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和元年度から令和2年度にかけて、行政財産の目的外使用許可及び使用料等の歳入調定等を怠った。

2 病院経営本部職員の通勤手当不適正受給事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	47	男性	停職5日

(2) 事故の概要

事故者は、令和2年2月から令和3年3月までの間、届出と異なる手段による通勤を行い、結果として通勤手当を不適正に受給した。

なお、事故者が不適正に受給した通勤手当は既に全額返納されている。

3 環境局職員の交通事故（公務外）

（1）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	57	男性	減給 1/20・1月

（2）事故の概要

事故者は、令和3年1月10日午前11時55分頃、自家用車を運転中、複合交差点を青信号で右折した際、進行方向が赤信号であったにもかかわらず、直進したことにより、左方向からきた自動車と衝突し、相手方に傷害を負わせた。

4 発令年月日

令和4年5月26日

問合せ先
総務局人事部人事課（服務班）
電話 03 - 5388 - 2376（直通）